

保守業務委託契約書（案）

独立行政法人国立病院機構宇都宮病院 経理責任者 院長 沼尾 利郎（以下「甲」という。）と

〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により病院情報システム（以下、「本システム」という。）の保守業務委託（以下「委託業務」という。）に関し、以下のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙1「国立病院機構宇都宮病院 病院情報システム一式及び保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、善良なる管理者の注意義務を以って委託業務を履行し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和2年5月1日から令和9年4月30日（7年間）

（契約金額）

第4条 年額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

月額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に108分の8を乗じて得た額である。なお、消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第6条 甲及び乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（委託、委任等の禁止）

第7条 乙は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託又は委任（以下「再委託等」とい

う。)してはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲及び再委託等の必要性について記載した書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等させることができる。

- 2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 3 本条第1項ただし書きにより甲が承認した場合には、乙は、甲に対して、承認を得た第三者の住所、商号、代表者名、連絡先を提示するものとする。
- 4 本条第1項ただし書きにより甲が承認した場合には、乙は、本業務に関して乙が甲に対して負う義務を、承認を得た第三者にも遵守させる責を負うものとし、乙は、甲に対して、承認を得た第三者の行為について乙又は承認を得た第三者の責に帰さざる事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（契約条件の維持）

第8条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める義務を遂行し得る契約者の条件（財務的条件、技術的条件等）を維持しなければならない。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から提供された情報のうち、資料、電磁氣的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が秘密である旨表示したものおよび、口頭で開示した情報については開示時に秘密であることを明示した上で開示し開示後10営業日以内に文書で確認した情報（以下「秘密情報」という。）について、機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。第7条による承認を得た第三者（以下「再委託先」という。）に対しても、乙は、再委託先が、甲が承認した業務を、履行するために必要な範囲の情報以外は開示し、又は使用させてはならない

- 2 甲および乙は、自らの従事者に本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 3 本条の秘密保持義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

（安全管理体制の整備）

第10条 甲及び乙は、情報取扱い管理責任者を定め、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に保管・管理しなければならない。

（秘密情報の複製及び複写）

第11条 甲及び乙は、秘密情報を本契約のために必要な範囲で、複製、複写、改変、翻訳等を行うことができるものとする。ただし、本契約履行のため、秘密情報を複製、複写、改変、翻訳等を行う必要がある場合は、必要最小限に留めるものとする。

- 2 甲及び乙は、本契約履行のため、秘密情報を複製、複写、改変、翻訳等をする必要がある場合は、事前に、相手方に対し、その範囲・数量等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。
- 3 甲及び乙は、秘密情報の提供、受領については、情報取扱い管理責任者間で書面をもって行うものとする。

(秘密情報の返還及び廃棄)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の履行が終了した場合は、相手方の指示に従い、相手方から提供を受けた秘密情報及び複製物並びに複写物のすべてを相手方に返還し、又は、廃棄しなければならない。ただし、乙が委託業務を行うにあたって必要なものは、必要期間のみ返還及び廃棄を延期出来るものとする。
- 2 甲及び乙が前項の処理を行った場合は、速やかに相手方に対して通知しなければならない。

(秘密情報の取扱状況に関する報告及び調査の受入)

- 第13条 甲及び乙は、必要と認められる場合には、相手方の秘密情報の取扱状況につき、報告を求め、また調査を求めることができる。なお、報告・調査の内容については甲乙別途協議して定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、当該報告・調査の結果、相手方に提供した秘密情報の取扱いについて改善の要請を行うことが出来るものとし、甲乙別途協議して定める内容に基づく措置を講じるものとする。

(責任分担)

- 第14条 甲及び乙は、自らの故意又は過失により、秘密情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに相手方に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第15条 甲及び乙は、本契約の実施にあたり相手方から個人情報(「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報であって、法令、契約等に従い、甲及び乙が相手方に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体であって、甲及び乙が相手方に取扱を委託するにあたり、予め書面にて個人情報を特定し明示したものをいい、以下同様とする。)の預託を受けた場合、これを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約以外の目的に利用しないものとする。
- 2 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、前項の個人情報を第三者に開示しないものとする。ただし、第7条の再委託先に対して開示する場合はこの限りでないものとする。なお、甲及び乙は、当該再委託先に対し本条と同等の義務を課すものとする。

(サービス等)

第16条 乙は、甲の施設内で業務を行うに当たっては甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行われなければならない。

- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

(作業報告)

第17条 乙は、当月に実施した委託業務の内容を速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を検査するものとする。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。
- 4 乙は、第2項に定める検査に合格しないときは、甲が指定する期限までに再点検の業務を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

(監督等)

第18条 乙は、本契約の履行に関し、甲に対して作業状況（作業進捗状況、作業品質状況等、本契約の履行状況を把握する上で必要となる情報）を報告しなければならない。この場合、報告の形態・様式に関しては事前に甲乙間で協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、第3条に定める契約期間内に甲が要求した場合には、当該時点の作業状況を甲に対して報告するものとする。

(請求方法)

第19条 乙は、第4条に定める当月分の契約金額を記載した請求書を甲に送付するものとする。

(支払方法)

第20条 乙は、本契約に基づき実施した業務について第11条に定める検査に合格したときは、頭書に定める代金を所定の手続きにより甲に請求するものとする。

- 2 甲は原則として、乙の業務の完了を検査後、乙の業務完了日の属する月の翌々月末日までに、乙の指定する金融機関口座に支払いするものとする。
- 3 前項の支払いにかかる手数料は、乙が負担するものとする。

(遅延利息)

第21条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(業務変更)

第22条 甲は、必要がある場合には、乙の承諾を得たうえで業務の内容を変更することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(解除)

第23条 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後、書面で定めた期間内にこれを是正しないとき
 - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき
 - (3) 甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行として競売等の申し立てがあったとき
 - (6) 自己又は債権者により破産、民事再生手続、会社更生手続、の申し立てがなされたとき、もしくは精算に入ったとき
 - (7) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
 - (8) 解散の決議をしたとき
 - (9) その他、仕様書に定める義務を遂行し得る契約者の条件を満たさなくなったとき
- 2 甲又は乙は、第1項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとする。

(損害賠償)

第24条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、直接且つ通常生ずべき損害に限り賠償の責を負うものとする。ただし、損害賠償の範囲には天災地変その他の不可抗力により生じた損害、甲の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(反社会的勢力との関係排除)

第25条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと

- (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
- 3 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第27条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第

8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第28条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（紛争の解決）

第29条 本契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が整わないとき又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとする。

（補則）

第30条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については甲乙協議の上決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 栃木県宇都宮市下岡本町2160
独立行政法人国立病院機構宇都宮病院
経理責任者 院長 沼尾 利郎

乙